

官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令案要綱

第一 官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、次のいずれかに該当するものとすること。

（本則関係）

一 階数が二以上である建築物

二 延べ面積が二百平方メートルを超える建築物

第二 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行の日（平成十七年六月一日）から施行すること。

（附則関係）